

議案第104号

大田原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月11日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
大田原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年条例第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>（趣旨）</p> <p><u>第1条 この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、市が行う廃棄物の処理及び清掃に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（標識の表示）</p> <p>第4条 法第7条第1項又は第6項の許可を受けて一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行う者は、規則で定めるところにより、その事務所ごとに氏名（法人にあっては、<u>名称</u>）その他規則で定める事項を表示しなければならない。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づく廃棄物の処理及び清掃に関しては、他の法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによるものとする。</u></p> <p>（標識の表示）</p> <p>第4条 法第7条第1項又は第6項の許可を受けて一般廃棄物の収集、<u>若しくは運搬又は処分を業として行う者は、規則で定めるところにより、その事務所ごとに氏名（法人にあっては名称）、その他規則で定める事項を表示しなければならない。</u></p>

(一般廃棄物処理手数料の減免)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、第5条に規定する手数料を減免することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める者

(許可の申請)

第8条 法第7条第1項又は第6項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2)~(4) (略)

(5) 事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力(当該施設が最終処分場である場合には、埋立地の面積及び埋立容量をいう。)

(6)~(9) (略)

2 (略)

(変更の許可の申請)

第9条 法第7条の2第1項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2)~(7) (略)

2 (略)

(一般廃棄物処理手数料の減免)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、第5条に規定する手数料を減免することができる。

(1)・(2) (略)

(3) その他市長が特に必要があると認めたる者

(許可の申請)

第8条 法第7条第1項又は第6項の許可を受けようとするものは、次の事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2)~(4) (略)

(5) 事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力(当該施設が最終処分場である場合は埋立地の面積及び埋立容量をいう。)

(6)~(9) (略)

2 (略)

(変更の許可の申請)

第9条 法第7条の2第1項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2)~(7) (略)

2 (略)

(遵守事項)

第13条 許可業者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が指示する事項

(許可証の返納)

第14条 許可業者は、許可の期限が満了し、許可に係る事業を廃止し、亡失した許可証を発見し、又は許可を取り消されたときは、10日以内に許可証を返納しなければならない。

(廃棄物減量等推進員)

第17条の2 市長は、法第5条の8に規定する廃棄物減量等推進員を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進員の呼称は、環境衛生推進員とし、環境衛生推進員に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1 (第5条関係) (略)

別表第2 (第5条関係) (略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(遵守事項)

第13条 許可業者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) その他市長が指示する事項

(許可証の返納)

第14条 許可業者は、許可の期限が満了し、許可に係る事業を廃止し、亡失した許可証を発見し又は許可を取り消されたときは、10日以内に許可証を返納しなければならない。

(新設)

別表第1 (第5条第1項関係) (略)

別表第2 (第5条第2項関係) (略)